

りそな企業年金研究所

# 企業年金ノート

## 目次

【本題】	財政運営基準等の改正案について	……………P1
【コラム】	厚生年金基金の各種報酬（手数料）の引き落としの仕組みについて	……………P7

## 財政運営基準等の改正案について

### 1. はじめに

平成23年7月14日に「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」がパブリックコメント手続により公開されました。この改正案は、厚生年金基金制度（以下「厚年」といいます。）と確定給付企業年金制度（以下「DB」といいます。）に関するもので、主に2つの観点から改正事項が挙げられています。ひとつは、**制度運営の効率化の観点から改正する事項**であり、これは、企業年金の制度運営について適切かつ円滑な運営を実現する観点から、これまで寄せられた多くの改善要望を背景としています。もうひとつは、**財政の健全化の観点から改正する事項**であり、これは、市場の短期的変動が拡大する中で昨今の金融危機以降企業年金の財政運営について様々な課題が指摘されていることを背景としています。

今月号では、特に企業年金の財政運営に与える影響が大きいと考えられる、財政の健全化に関する4つの改正事項（「財務諸表の簡素化・透明化」「積立状況の的確な把握」「非継続基準の見直し」「指定基金の指定要件等の見直し」）について、その概要をご案内いたします。

※制度運営の効率化の観点から改正する事項の概要につきましては、平成23年7月14日付「りそな年金FAX情報」に記載しております（弊社ホームページにてご覧いただけます）。

弊社ホームページ <http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/index.html>

ホーム → 企業年金のお客さま → 情報発信室 → トピックス

### 2. 財務諸表の簡素化・透明化 《平成24年度決算から》

**財務諸表上、資産は時価ベース表示に、負債は責任準備金に一本化。（代行部分の債務は再び期ズレ解消前に）**

改正案では、決算日時点の財務状況を的確かつ分かりやすくする観点から、以下の通り見直すこととされています。

## 財政運営基準等の改正案について

### ① 財務諸表における資産評価調整額の廃止。

(資産の評価方式として数理的評価を採用している場合も、財務諸表上は時価ベースでの表示とする。)

### ② 代行部分の債務を最低責任準備金とする。(厚年のみ)

### ③ 財務諸表に計上する債務を責任準備金とする。

《貸借対照表の見直しイメージ》

【現行】		【DB】		【改正案】	
【厚年】		【DB】		【厚年・DB 共通】	
流動資産	流動負債	流動資産	流動負債	流動資産	流動負債
固定資産	支払備金	固定資産	支払備金	固定資産	支払備金
	数理債務		資産評価調整控除額		責任準備金
	資産評価調整額		資産評価調整加算額		
未償却過去勤務債務残高	最低責任準備金 (継続基準)	未償却過去勤務債務残高	数理債務		
基本金(不足)	基本金(剰余)	基本金(不足)	基本金(剰余)	基本金(不足)	基本金(剰余)

#### 責任準備金の定義

【厚年】 現 行：数理債務＋最低責任準備金（継続基準）－資産評価調整額  
 －未償却過去勤務債務残高 【下限は最低責任準備金（継続基準）】  
 改正案：数理債務＋最低責任準備金－未償却過去勤務債務残高  
 【責任準備金の下限の取扱いについては未確認】  
 【DB】 数理債務 － 未償却過去勤務債務残高 【現行・改正案共通】

### ① 財務諸表における資産評価調整額の廃止について

固定資産の財政運営上の評価方式には、

- ・ 時価を用いる方式
- ・ 時価を基準としつつその短期的な変動を平滑化する方式（数理的評価）
- ・ 数理的評価額と時価のいずれか低い方の額とする方式

の3つがあります。ここで議論の対象となっている「資産評価調整額」とは、財政運営上の資産評価額と時価との差額を意味します。なお、厚年とDBでは資産評価調整額の取扱い方法が異なり、厚年では、固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回るか下回るかに関わらず、貸借対照表の資産側に「資産評価調整額」を計上します（下回る場合は、負の値を計上）。一方、DBでは、固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回る場合は、貸借対照表の資産側に上回る額である「資産評価調整加算額」を、下回る場合は、貸借対照表の負債側に下回る額である「資産評価調整控除額」をそれぞれ計上します。

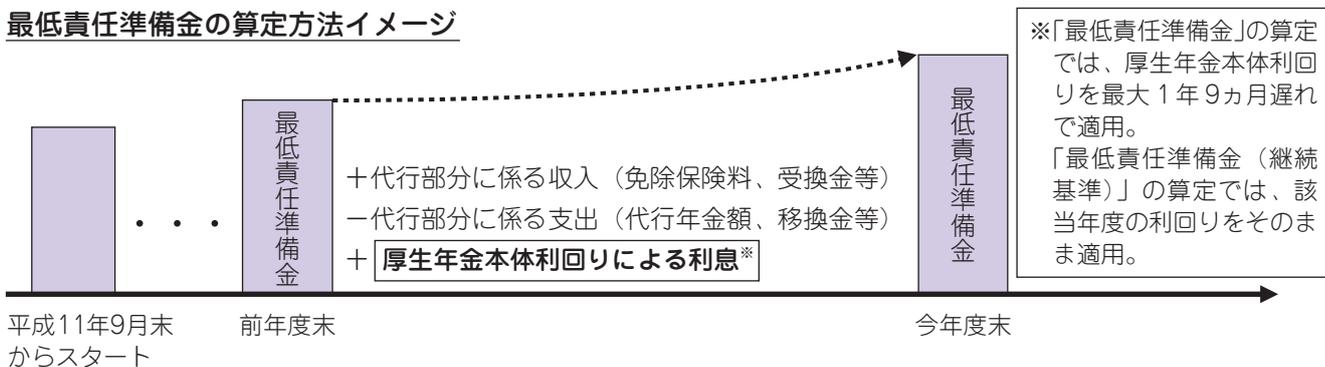
現在は、いずれの制度においても、財政運営上の資産評価額が時価を上回る場合には、時価方式よりも数理的評価を用いる方が貸借対照表上の不足金は小さく計上されます（逆に、下回る場合には不足金は大きくなります）。しかし、今回の改正により資産評価調整項目が財務諸表において廃止されると、上記3つのどの方式を選択しても財務諸表上は時価ベースでの表示となり、貸借対照表上の不足金（もしくは剰余金）は同一となります。ただし、財政計算においては現行通りの取扱いとなります。（詳細は次頁3.をご参照ください）。

### ② 代行部分の債務を最低責任準備金とすることについて（厚年のみ）

財務諸表上および継続基準による財政検証における代行部分の給付債務は、代行部分の一層の財政中立化を図るため、平成21年度財政決算より「最低責任準備金」から「最低責任準備金（継続基準）」に変更されました。

最低責任準備金の算定方法は、下図の通り、「平成11年9月末時点の最低責任準備金」に「代行部分に係る収入（免除保険料、受換金等）」、「代行部分に係る支出（代行年金額、移換金等）」および「厚生年金本体利回りによる利息」を加味して算定する元利合計方式（いわゆる「コロガシ方式」）が採用されています。この方式では、厚生年金本体利回りを確保していれば、代行部分について財政上不足を生じない仕組みとなっています。しかし、「厚生年金本体利回りによる利息」で用いる利回りが確定し告示されるのが翌年度の12月となるため、最大で1年9ヵ月遅れの利回りを適用する仕組みとなっていました。この適用時期の乖離を俗に『期ズレ』と呼び、運用環境に大きな変動があった年度には、厚年の財政に大きな影響を与えていました。例えば、平成20年度の場合、厚生年金本体利回りは▲6.83%でした。一方、最低責任準備金算定に使用する利回りは、平成20年4～12月の9ヵ月間は3.10%（平成18年度の厚生年金本体利回り）、平成21年1～3月の3ヵ月間は▲3.54%（平成19年度の厚生年金本体利回り）が適用され、平均で1.44%相当（ $= 3.10\% \times 9/12 + \triangle 3.54\% \times 3/12$ ）となり、厚生年金本体利回りが悪化したにもかかわらず、代行部分において積立不足が拡大する結果となりました。期ズレの存在は、長期的には厚生年金本体との財政中立化に影響を与えるものではありませんが、厚生年金本体利回りと最低責任準備金算定に使用する利回りの乖離が短期的に大きくなると、財政中立化が一時的に損なわれる状態となります。冒頭で述べた制度改正は、こうした期ズレの問題を解消することを目的に行われたものです。

### 最低責任準備金の算定方法イメージ



今回の改正案では、財務諸表に計上される債務は「責任準備金」に変更されますが、その算定の基となる代行部分の給付債務は、再び「最低責任準備金（継続基準）」から「最低責任準備金」に戻すこととされています。ただし、財政計算においては現行通りの取扱いとなります（詳細は下記3.をご参照ください）。

### ③ 財務諸表に計上する債務を責任準備金とすることについて

財務諸表に計上する債務を「責任準備金」に一本化することにより、継続基準の積立水準を満たしているかどうか、財務諸表を見ただけで分かるようになります。その半面、今後の具体的な改正案の内容によりますが、財務諸表を見ただけでは、給付債務（厚年では「最低責任準備金」と「数理債務」）および未償却過去勤務債務残高の内訳が不明確となる可能性があります。

## 3. 積立状況の的確な把握 《平成24年度財政検証から》

継続基準による財政検証も時価ベース、代行部分の債務は期ズレ解消前として実施。一方で、財政計算（掛金の見直し）では現行と同様の取扱い。

厚年およびDBでは、毎事業年度末の決算において財政検証を行います。制度が今後も継続すると仮定した場合に、必要な積立金が確保されているかという観点で行うのが、継続基準による財政検証です。

改正案では、積立状況を的確に把握できるようにするため、資産の評価方式として数理的評価を採用している場合であっても、**時価基準**（純資産額）により継続基準による財政検証を実施することとされました。現行における厚年とDBの継続基準による財政検証の方法は以下の通り若干異なり、資産評価調整額を厚年では責任準備金において考慮し、DBでは資産額において考慮しています。改正案では、厚年については責任準備金の定義を変えることにより（前述2.ご参照）、DBについては数理上資産額に代わり純資

## 財政運営基準等の改正案について

産額を用いることにより、いずれの制度においても時価基準で積立水準を検証することとなります。

《継続基準による財政検証》

**現行** 【厚年】 純資産額 + 許容繰越不足金 < 責任準備金 ⇒ 掛金の見直しが必要

【DB】 数理上資産額（※） + 許容繰越不足金 < 責任準備金 ⇒ 掛金の見直しが必要

※純資産額 + 資産評価調整加算額 - 資産評価調整控除額



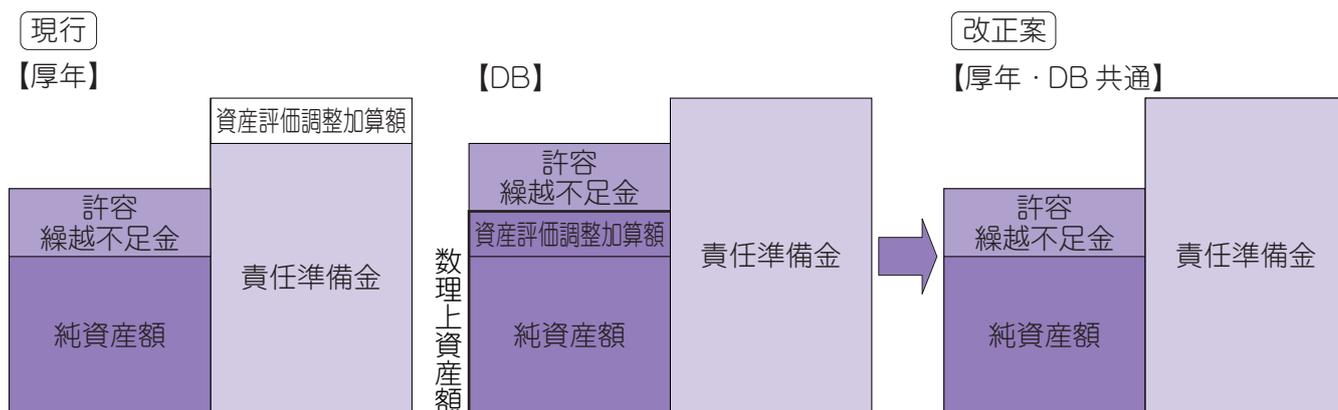
**改正案** 【共通】 純資産額 + 許容繰越不足金 < 責任準備金 ⇒ 掛金の見直しが必要

（注）厚年では本来、純資産額 < 責任準備金の場合には掛金の見直しが必要だが、下回った額が許容繰越不足金の範囲内であれば掛金の見直しを留保することができる取扱いとなっている。

また、厚年については、代行部分の給付債務の定義が変わることから（前述 2. ②ご参照）、継続基準による財政検証においても、代行部分の給付債務は（期ズレ解消前の）最低責任準備金となります。

一方で、財政計算（掛金の見直し）においては、純資産額に資産評価調整額を加えた数理上資産額を使用し、厚年については代行部分の給付債務を最低責任準備金（継続基準）とすることができるため、現行と同じ取扱いになります。したがって、継続基準に抵触したとしても、財政計算を実施した結果、掛金見直しは不要というケースが発生することが想定されます。

《資産評価調整加算額がある場合のイメージ図》



## 4. 非継続基準の見直し 《平成 24 年度財政検証から》

**最低積立基準額の積立要件を本則に戻し、掛金の見直し方法のうち回復計画を廃止。**

非継続基準による財政検証は、決算日時点で制度が終了すると仮定した場合に、すべての加入員（DBでは加入者）と受給者の受給権に必要な積立金が確保されているかという観点で行われます。非継続基準による財政検証については、以下の2点について見直すこととされています。

- ① 平成 23 年度で終了する最低積立基準額に関する積立比率の経過措置（積立要件 0.90）について、平成 24 年度：0.92、平成 25 年度：0.94、・・・と段階的に引上げ、平成 28 年度に本則（積立要件 1.00）に戻す。
- ② 積立水準（比率）の回復計画を作成して積立不足を解消する方法を廃止する。ただし、適格退職年金からの移行時に回復計画を用いた掛金拠出をすることとしている DB については、経過的に、平成 28 年度までは回復計画による掛金拠出を可能とする。

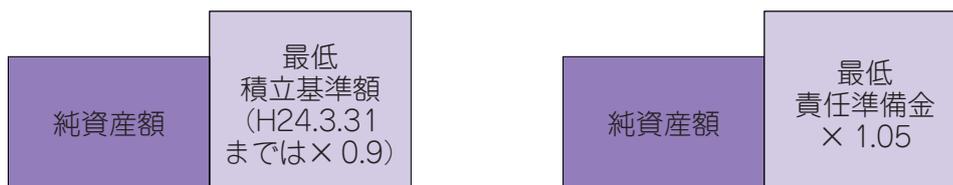
回復計画が廃止されると、掛金の見直し方法は「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」のみとなります。この方法の概要については次頁をご参照ください。

積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法により掛金の見直しを行った場合、必ず掛金の引上げが必要になるわけではなく、「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額 + 積立比率に応じて算出される額」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合にのみ掛金の引上げが必要となります。

《非継続基準による財政検証》

現 行

積立比率 (a) : 純資産額 ÷ 最低積立基準額 < 1.00 (平成24年3月31日までは0.9)  
 または積立比率 (b) : 純資産額 ÷ 最低責任準備金 < 1.05 (厚年のみ)



- ⇒ 以下のいずれかの方法で掛金の見直しの検討が必要
- (ア) 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法
  - (イ) 積立水準 (比率) の回復計画を作成して積立不足を解消する方法

ただし、積立比率 (a) が0.90以上 (平成24年3月31日までの日を基準日とする財政検証の場合は0.8以上) であり、過去3事業年度のうち少なくとも2事業年度の積立比率 (a) が1.00以上 (平成24年3月31日までは0.9以上) の場合には、掛金の見直しは不要。  
 (厚年では、当年度および過去3事業年度のうち少なくとも2事業年度の積立比率 (b) が1.05以上であることも必要。)

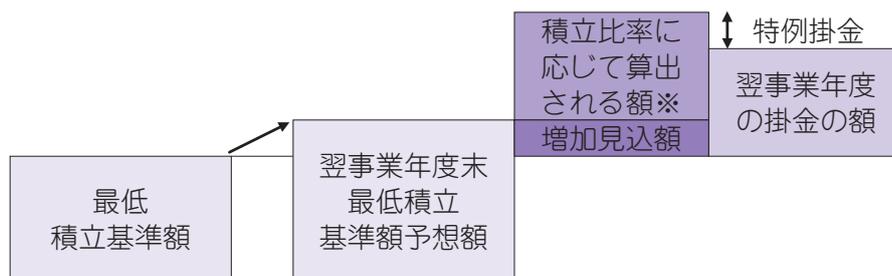


改正案

- ◇平成24年3月31日までの経過措置 (下線部) を、5年間の経過期間 (積立比率 (a) の基準を平成24年度: 0.92、平成25年度: 0.94、・・・、平成28年度: 1.00と段階的に引上げ) を設けて廃止。
- ◇掛金の見直し方法のうち、(イ) 回復計画を廃止。ただし、適格退職年金からの移行時に回復計画を用いた掛金拠出をすることとしているDBについては、経過的に、平成28年度までは回復計画による掛金拠出を可能とする。

《積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法の概要》

「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額 + 積立比率に応じて算出される額 (※)」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合、当該差額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加する。

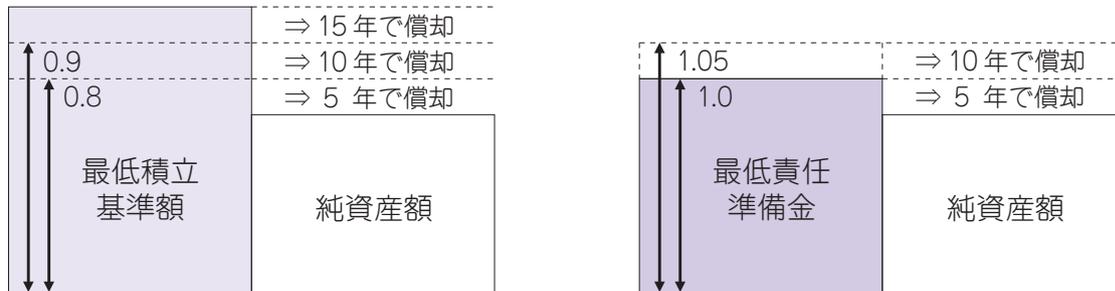


(※) 積立比率に応じて算出される額

積立比率（a）については0.8未満の部分は5、0.8以上0.9未満の部分は10、0.9以上1.0未満の部分は15で除して得た額の合計以上、純資産額が最低積立基準額を下回る額以下で規約に定める額。

（平成24年3月31日までは、0.9以上の部分は対象外であったが、この経過措置も経過期間を設け廃止される見込み。）

厚年の場合、積立比率（b）が1.0未満の部分は5、1.0以上1.05未満の部分は10で除した額の合計以上とする必要もあり。



5. 指定基金の指定要件等の見直し 《平成23年度指定分から》（厚年のみ）

指定基金の指定要件の追加および健全化計画の前提の厳格化。

指定基金制度とは、積立水準が著しく低い厚生年金基金（以下「基金」といいます。）に対し厚生労働大臣が指定を行い、財政の健全化に関する計画（以下「健全化計画」といいます。）を作成させ、当該計画に沿った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図ることを目的とした制度です。指定基金が作成する健全化計画は、最低責任準備金の9割を最低限確保することを目標とし、指定年度の翌年度以降5年度分作成することとされています。また、指定を受けている間は、健全化計画の実施状況の報告が必要となります。（指定年度の12月末時点の実績で積立水準が回復している場合には、当該積立状況を示す書類を2月末までに提出することにより、指定は解除され、健全化計画の提出は不要となります。）

改正案では、以下の通り、急激に財政が悪化した場合に健全化に向けた早期の取組みを促すため、指定要件が見直されたほか、健全化計画の前提も見直されました。

	現行	改正案
指定要件	決算において3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回った基金（指定年度以降の決算において純資産額が最低責任準備金の9割以上となれば解除される）	「直近決算において純資産額が最低責任準備金の8割を下回った基金」を現行の指定要件に追加
健全化計画の前提	直近の過去5事業年度の実績の平均又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り（※）のいずれか 基金の予定利率を上回らないもの 基準なし	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り（※）を下回らないもの 基金の運用実績の過去5事業年度平均又は計画作成時における最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率 過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む

※ 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32以降
利回り(%)	1.92	2.03	2.23	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

## 6. まとめ

平成24年3月31日で適格退職年金制度は廃止され、厚年やDBなど他制度への移行は終了します。また、リーマン・ショックに端を発した未曾有の金融危機を受けて平成21年度から実施された弾力化措置(※)の内、掛金引上げの猶予期間は平成24年3月31日までとされています。同じく弾力化措置として実施された下方回廊方式(継続基準による財政検証に抵触した場合には本来不足金の全額を特別掛金により解消する必要があるが、不足金のうち許容繰越不足金を上回る部分のみを最低限解消すればよいとする方式)も、適用は平成24年3月31日までを計算基準日とする財政検証で継続基準に抵触した場合とされています。そのほか、4.で述べた非継続基準の最低積立基準額に関する積立比率の経過措置の期限も平成24年3月31日であるなど、企業年金制度にとって平成23年度末はひとつの節目と言えます。

今回の改正案は、こうした節目を迎えて、財政運営のあり方について見直しが行なわれたものと考えられます。運用環境はまだまだ厳しい状況ながら、今回の改正案には弾力化措置の延長は含まれず、一層の財政健全化を求める内容となりました。なお、今回ご紹介した改正案はパブリックコメント手続で公開されたものであり、まだ実施が確定しているものではないため、パブリックコメント手続を経て実際にどのような改正がなされるか今後注視していく必要があります。

※平成21年度から実施された弾力化措置の概要については、「企業年金ノート」平成22年5月号に記載しております(弊社ホームページにてご覧いただけます)。

弊社ホームページ <http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/index.html>

ホーム → 企業年金のお客さま → 情報発信室 → 企業年金ノート・レポート

## — りそなコラム —

### 厚生年金基金の各種報酬(手数料)の引き落としの仕組みについて

第17回のコラムのテーマは「厚生年金基金の各種報酬(手数料)の引き落としの仕組み」について、厚生年金基金を担当している新人営業マン「Aさん」と、その上司「B部長」との間のディスカッションです。

Aさん：今日総幹事のC厚生年金基金を訪問し、業務委託報酬と固有信託報酬の引き落としの仕組みについて質問を受けたんですが、明確な返答ができず、次回の宿題となりました。

B部長：なるほど、具体的にはどんな質問かな？

Aさん：基金の担当者も経験の浅い方だったのですが、決算事務を通じて、業務委託報酬と固有信託報酬とは同じ「報酬」なのに、なぜ経理処理の方法が違うのか疑問に思われたようで、仕組みを知りたいといった内容の質問をいただきました。

B部長：基本的には、当社から案内させていただき決算事務の各種手続きによって手続きいただければ処理は進められるけど、その中身について具体的に教えて欲しいということだね。それを解決するためには、まず会計決算の仕組みを理解することが近道だけど、Aさんは会計決算の内容を理解できているかな？

Aさん：残念ながら完全に理解できていません。

B部長：では、年金信託財産の簡単な仕組みについて図で説明しよう。

## 厚生年金基金の各種報酬(手数料)の引き落としの仕組みについて

《4月1日に当社のみで新たにご契約いただいた場合の貸借対照表（イメージ図）》



①は、1億円の掛金で新たにご契約の場合、信託元本は1億円で運用する前の現金は信託財産として簿価・時価ともに1億円の状態だということは分かるね。

受託した信託財産は、様々な運用商品（国内外株式・債券等）の売買を繰り返し、実現した利益や損失が②のように未決算信託利益として期中に積み上がっていったよ。

さらに運用商品の売買による実現損益とは別に、運用商品購入時の価額（簿価）と期末である3月末時点の評価額（時価）の差額についても、3月末の決算処理で未決算信託利益として繰越されることになるんだよ。

ここまでのところは理解できているかな？

Aさん：元本とか財産、簿価や時価と色々な言葉は勉強していたんですが、体系的にはよく理解していませんでした。

B部長：「信託元本」は、掛金や給付金など厚生年金基金制度を運営するための原資であり、「報酬・手数料」の中でも制度を管理運営するために必要な業務委託報酬は「信託元本」（もしくは基金の業務経理より現金）から頂戴しているんだよ。一方、固有信託報酬は、信託財産の運用への対価として運用利回りに反映させるため、「信託元本」ではなく「未決算信託利益」の中から頂戴しているんだよ。

Aさん：それで、決算時の経理処理方法やタイミングが違うということなんですね。

B部長：そのとおり。

ちなみに図のとおり、②で発生した未決算信託利益は翌期の初めに「元加」と言う処理によって信託元本に加えられ、簡単に言うと再度③のように「信託元本」と「信託財産」が等しい状態でスタートすることになるんだよ。

Aさん：業務委託報酬も固有信託報酬も半期毎に頂戴しているのに、固有信託報酬については「未決算信託利益」が「元加」される決算年度の元帳を締め切る際に上期分も含めて初めて処理することになるわけなんですね。

B部長：そうだね。仕組みはよく理解できたかな。基金担当者の方にもよく理解いただけるように丁寧に説明しておこうね。

Aさん：ありがとうございました。

企業年金ノート No.520

平成23年8月 りそな銀行発行

 **りそな銀行**  
RESONA

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3384

りそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>】

りそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。